

茨城県・事業継続臨時応援金

- 物価高騰で前年売上額より20%以上減少
- 事業者一律10万円を給付
- 事業の業種は問わない
- 県内に事業所があり、納税地も県内
- 令和3年の売上は120万円以上
- 受付は12月開始予定

茨城県はコロナ禍からの回復が遅れ、価格転嫁も進まないことなどにより、物価高騰で経営が悪化した事業者（中小企業・農業等）に対して、一律10万円の「事業継続臨時応援金」の支給を決め、県議会第4回定例会に補正予算案を提出しました。

この臨時応援金は国の新型コロナウイルス臨時交付金を活用するもので、原油価格・物価高騰対策のための予算全体では122億円余りが充てられる予定です。

臨時応援金の申請方法や添付書類、締め切り日などについての詳細は後日、公表される予定です。

保険証がマイナカードに？

政府は今の健康保険証を廃止してマイナンバーカードに一本化する構えです。すでにマイナカードとして30%を超える医療機関で利用。2024年の秋には100%をめざすとしています。

こうすることでマイナンバーカードの普及を向上させ、税金や社会保障など行政の事務手続きを楽にし、効率化するの狙いです。

政府の一番のねらいは国民の情報を一元管理すること、預貯金や株式などの財産情報を把握することです。こうすることで国民の様々な個人情報をつかみ、あらゆる機会にこれを活用することです。医療履歴やコンビニ利用・交通機関の移動記録などあらゆるものが政府の手の内に入る仕組みです。

国民年金の納付期間を45年に

厚生省は国民年金の納付期間をこれまでの40年から45年に延長する方向で検討に入りました。

これが実施されると自営業者などの負担が増えることとなり、国の政策の失敗が問われる事態です。

政府は消費税の導入や税率を引上げる際には、必ず「福祉のため」とか「年金を守るため」に必要だと説明してきました。

明してきましたが、それが何の根拠もないウソだといふことがはっきり。増税してもその分ムダ遣いが増えれば結果は同じです。

法改正は2025年、実際の納付期間の延長実施は2026年からになりそうです。また、政府は厚生年金の財源からその一部を国民年金に回すことも検討しています。

無料法律相談会

12月7日（水）午後2時
民商事務所 於
担当弁護士

※ 電話予約が必要ですよ



隣地の竹木が境界を超えた？

隣地の竹木が境界線を超えた時、これまでは根は切れるが、枝は切れないという扱いになっていました。困ったことに相手がなかなか枝を切ってくれない時はケンカの種類にも。

令和5年4月末頃からは、伐採を催促し、相当期間たっても相手が切れない時には、越境している枝を切る事ができるようになりました。

また、所有者や所在が知ることができない時も枝を切る事ができるようにになりました。



加算税が10%に加重

税務調査などで売上帳簿への記載や保存が不十分な場合は、これまで5%から10%へ加算税が増えることになりました。

対象は事業所得や不動産所得のある事業者、法人、消費税の課税事業者です。

対象となる帳簿は総勘定元帳、売上帳、現金出納帳などで、売上金額のわかる帳簿となっています。

また、対象となるのは令和5年分の確定申告の修正申告等から適用となります。

建設国保の加入は民商で

- 個人事業で建設業の方が対象です
- 保険料は定額制なので安心です
- 休業5日以上の場合、補償があり
- 医療費が月17500円以上は還付

労災・雇用保険の加入を

- 建設業なら事業主のみでも加入が（大工・左官・管・電気・塗装等）
- 保険料は年3回の分割払い
- 他の組合よりも低い手続き費用

民商共済会はあなたの味方

- ◆ 会員・配偶者は無条件加入
- ◆ 月1000円で入院1日3000円
- ◆ 3日以上入院で120日分まで給付
- ◆ 75才で長寿祝金（65未満加入）